

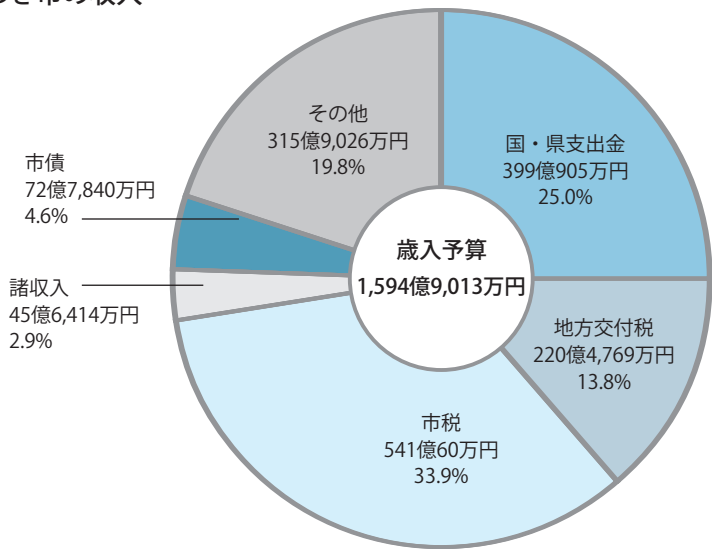
第1章 市税とくらし

①市税の収入はいくら？

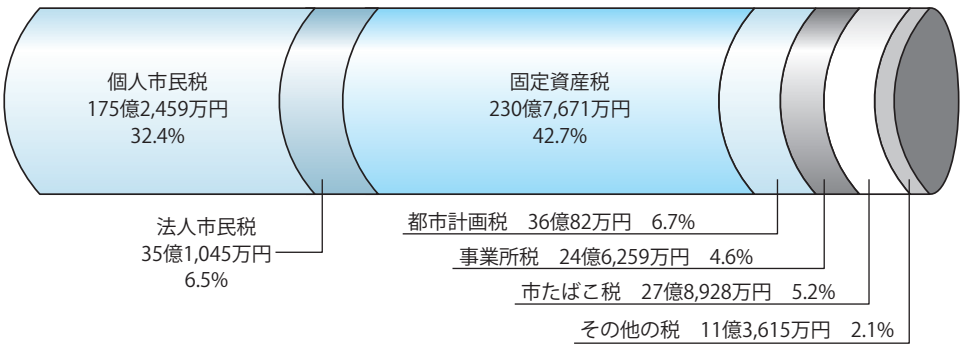
市の収入は、市民の皆さんに納めていただく市税を中心とした自主財源と、国や県から市の仕事に対して支出される国・県支出金、国税の一部から全国の市町村に配分される地方交付税などの依存財源からなっています。

いわき市の令和8年度の当初歳入予算は1,594億9,013万円で、そのうち市税は541億60万円と収入全体の33.9%を占め、重要な財源となっています。

◆いわき市の収入

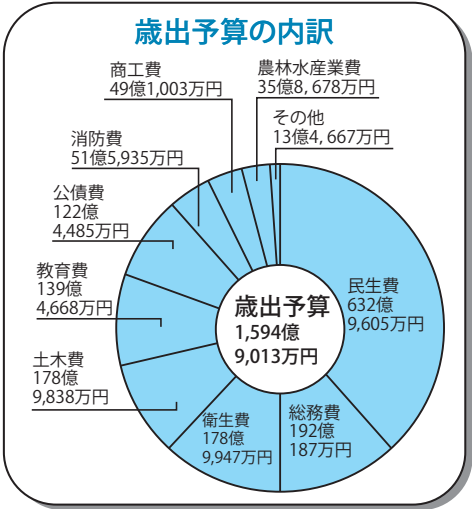
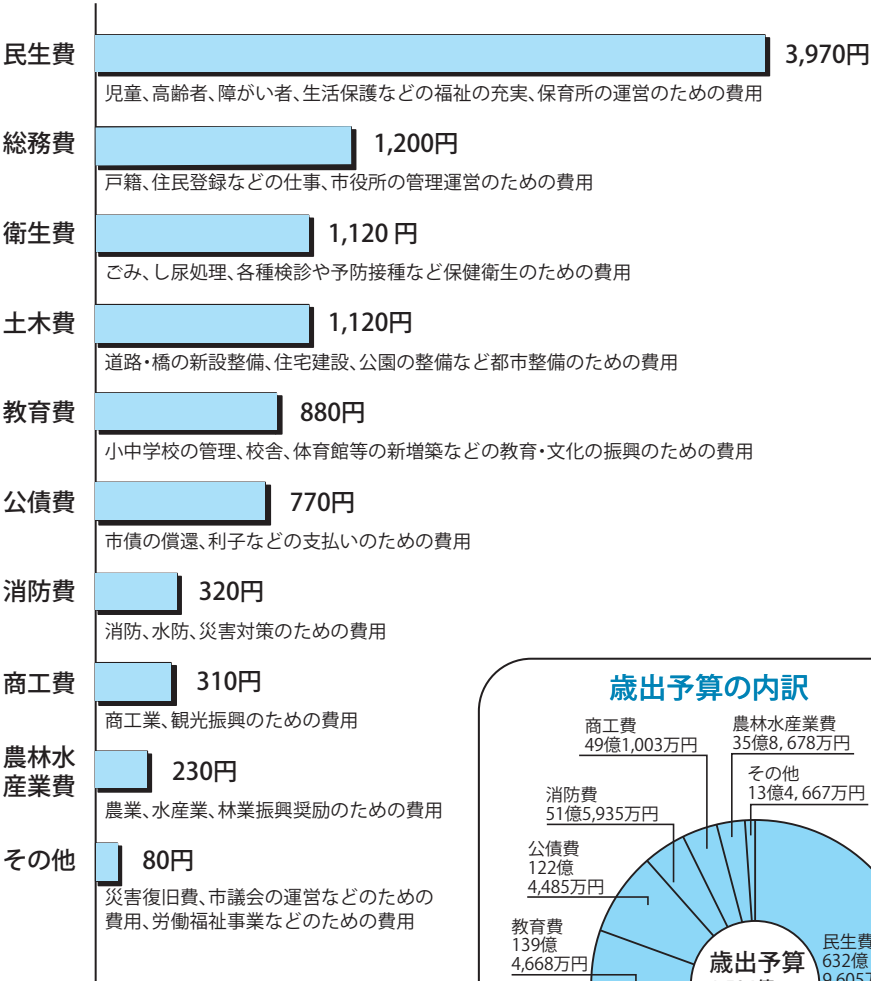


◆市税収入の内訳



②市の収入 1 万円の使いみち

市民の皆さんに納めていただいた市税がどのように活用されているか、市の収入の総額を 1 万円に換算して表しました。

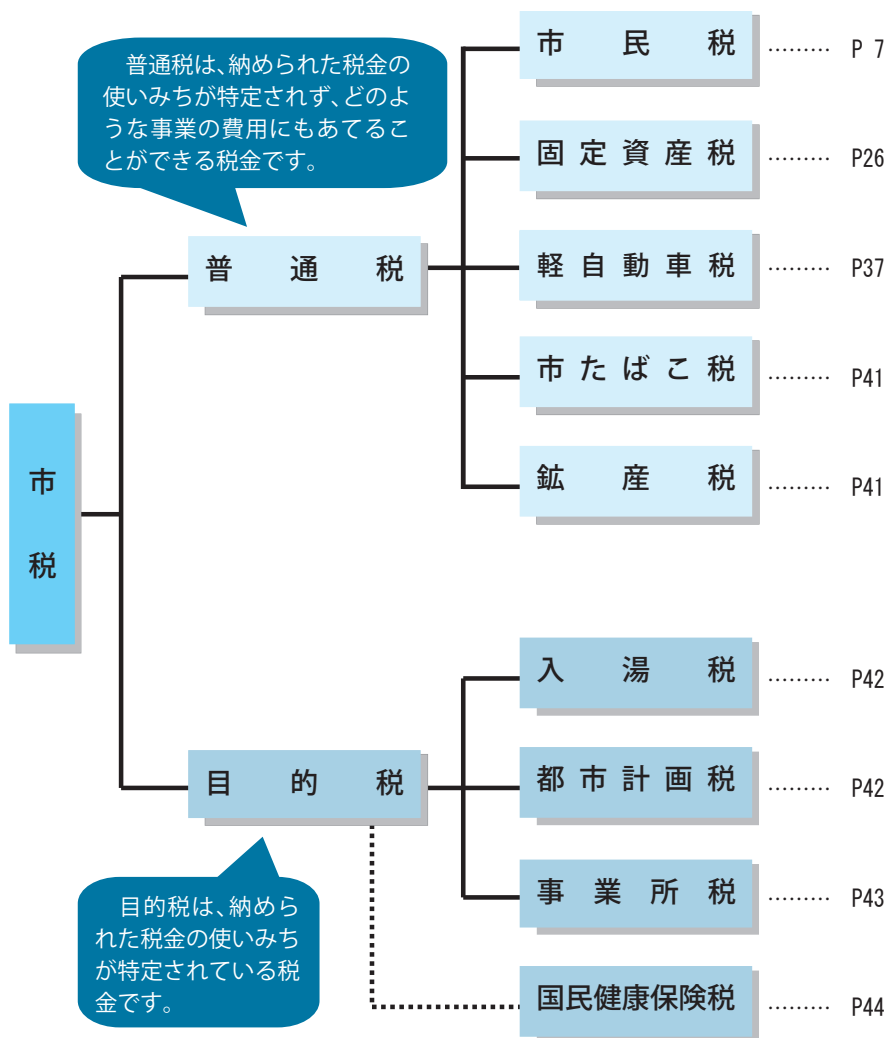


※表示単位未満を四捨五入しているため、積み上げが合計と一致しない場合があります

③いわき市の税体系

市税とは、市に納める税金の総称です。これに対して、国に納める税金を国税、県に納める税金を県税といいます。

現在、市民の皆さんに納めていただいている市税には、次のものがあります。



④税制改正等による変更点

税制改正等による変更点は次のとおりです。

～令和8年度に適用された主なもの～

●個人住民税

・給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられ、給与等の収入金額が190万円以下の場合は、65万円を差し引いた金額が給与所得の金額となりました。

※給与等の収入金額が190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

・各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられました。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	48万円以下	58万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額	75万円以下	85万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

・特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等(配偶者及び事業専従者を除く)で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方を有する場合には、当該親族等の合計所得金額に応じて段階的に所得控除の適用を受けられるようになりました。

控 除	親族等の合計所得金額	控除額
特定扶養控除	58万円以下	45万円
特定親族特別控除	58万円超95万円以下	45万円
	95万円超100万円以下	41万円
	100万円超105万円以下	31万円
	105万円超110万円以下	21万円
	110万円超115万円以下	11万円
	115万円超120万円以下	6万円
	120万円超123万円以下	3万円

●軽自動車税

・軽自動車税環境性能割の廃止

自動車取得税(県税)の廃止により、令和元年10月1日から導入された軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止となりました。これに伴い、従来の軽自動車税種別割が軽自動車税に名称が変更されました。

・二輪車の車両区分の新設(軽自動車税)

令和6年11月13日施行の道路運送車両法施行規則の一部改正に基づき、総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

※現行の50cc原付バイクは、令和7年11月以降、新たな排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

車 種		税 額
原動機付 自 転 車	特定小型原動機付自転車	2,000円
	50cc 又は 0.6kW 以下	2,000円
	90cc 又は 0.8kW 以下	2,000円
	125cc 以下かつ 4.0kW 以下	2,000円
	125cc 又は 1.0kW 以下	2,400円
	ミニカー	3,700円

適用時期 令和8年度分から適用

●国民健康保険税

・負担の上限となる賦課限度額引き上げについて

基礎課税額を66万円から67万円に引き上げました。

子ども・子育て支援納付金課税額を新設し、賦課限度額を3万円としました。

・低所得世帯への軽減判定基準拡大について

5割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を30万5千円から31万円に、2割軽減の対象となる所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額を56万円から57万円に拡大しました。

●たばこ税

・市税たばこ税の課税標準見直し

○加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

イ 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.35gをもって紙巻たばこの一本に換算する方法

ロ 上記イ以外の加熱式たばこ

当該加熱式たばこの重量の0.2gをもって紙巻たばこの一本に換算する方法

		現行の換算方法	改正後の換算方法
現	行	現行の換算方法×1.0	—
改正後	第一段階	現行の換算方法×0.5	新換算方法×0.5
	第二段階	—	新換算方法×1.0

適用時期 第一段階 令和8年 4月1日

第二段階 令和8年10月1日

～令和9年度から適用される主なもの～

●個人住民税

・給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除額について、最低保障額が65万円から69万円に4万円引き上げられ、かつ、令和9年度及び令和10年度に限り、特例で5万円が上乗せされます。給与等の収入金額が220万円以下の場合、74万円(69万円+5万円)を差し引いた金額が給与所得の金額となります。

※給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

・各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が4万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円以下	62万円以下
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等	58万円以下	62万円以下
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等	58万円以下	62万円以下
勤労学生の合計所得金額	85万円以下	89万円以下
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	69万円

●固定資産税

・固定資産税の免税点の見直し

固定資産税の免税点は、徴税事務コストと税収額との兼ね合いや少額資産所有者の税負担を軽減するため、同一の納税義務者が市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額について、一定額に満たない場合は課税されないものです。

固定資産税の免税点

区 分	現 行	改 正
土 地	30万円	30万円
家 屋	20万円	30万円
償 却 資 産	150万円	180万円